

令和7年度 東京都中学校体育連盟

民間地域クラブ活動からの大会参加に関する細則

全競技共通事項

- ① 民間地域クラブ活動の所在地（中央競技団体や東京都競技団体への登録地）をもって東京都中学校体育連盟への加盟・各競技専門部への登録をする。民間地域クラブ活動の所在地は東京都内でなければならない。
- ② 予選大会がある場合は、登録地の地域大会（支部大会、ブロック大会等）に参加する。〔特例あり〕
- ③ 選手は、最初に届け出た所属団体を同一年度中に変更することはできない。ただし、転居等によって所属地区から移動した場合や、教育的配慮が必要と認められた場合はこの限りではない。（当該競技専門部に「所属団体変更願」を提出し、許可されたら変更できる。）
- ④ この細則は令和7年度に適用する。以後、必要に応じて見直しを行う。
- ⑤ この細則には、「令和7年度 東京都中学校体育大会実施要項」、「民間地域クラブ活動の加盟・登録の流れ」及び「加盟・登録申請書」の同意事項に記載していない「**競技部や競技の特性による規則**」のみ掲載しています。競技専門部のホームページに詳細が掲載されている場合は、よく読んで不備のないように手続きをしてください。

剣道部

〔1〕参加を認める条件

- ① 東京都剣道連盟に加盟している団体に所属をしている地域クラブ活動であること。
- ② 個人戦についてのみ、所属する地域クラブ活動からの参加を認める。なお、1団体の出場枠は各大会の規程による。

※ 令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例剣道部細則に基づき、団体戦は、地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿になっているスポーツ団体（東京都においては行政主導地域クラブ）のみ参加を認めるため、民間地域クラブの出場は認められない。

〔2〕参加のタイミング

- ① 各支部中体連予選大会もしくはブロック予選大会から参加する。

〔3〕加盟・登録

- ① 必要書類を東京都中学校体育連盟剣道部 加盟・登録受付先に、4月18日（金）必着のこと。
- ② 東京都中学校体育連盟剣道部ホームページにある「民間地域クラブ活動の加盟・登録に関する確認事項」に従って所定の書類を作成し、更に「地域クラブ活動の加盟・登録に関する所属剣道連盟の証明書」（地クー剣道別紙1）も合わせて提出する。

〔4〕その他

- ① 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。（例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。）
- ② 3年間、同一団体から出場することが望ましい。
- ③ 大会に出場するためには、「所属している各区市町村等の剣道連盟」での手続きが必要となるので、必ず東京都中学校体育連盟剣道部のホームページを確認すること。